令和6年度 埼玉県電子処方箋活用·普及促進事業費補助金

電子処方箋を導入した医療機関(病院・医科診療所・歯科診療所)及び薬局に対し、システム改修など導入に要する費用を補助します。

申請期間

令和6年5月15日(水)から令和7年1月31日(金)まで

申請方法

● 電子申請システムによるオンライン申請 詳細は県HPをご確認ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/
densisyohousen/01.html



埼玉県電子処方箋活用·普及促進事業

検索

交付要件

- 電子処方箋の導入が完了し、社会保険診療報酬支払基金が 実施する電子処方箋導入に係る補助金(* 以下「基金補助 金」)の交付決定を受けていること
 - *保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領(電子処方箋 管理サービス)による補助金
- 電子処方箋の周知広報(*)を実施すること
 - *電子処方箋の対応施設であることを医療情報ネット、施設ホームページ上で公表等





補助金額

	(1)電子処方箋管理	(2)電子処方箋管理	(3)(1)(2)を
	サービスの導入	サービスの新機能導入	同時に実施
大規模病院	上限 81.1万円	上限 22.6万円	上限 100.3万円
(病床数	※事業費486.6万円	※事業費135.6万円	※事業費602.2万円
200床以上)	の1/6	の1/6	の1/6
病院	上限 54.3万円	上限 16.7万円	上限 67.6万円
(大規模病院	※事業費325.9万円	※事業費100.2万円	※事業費405.9万円
以外)	の1/6	の1/6	の1/6
診療所	上限 9.7万円	上限 6.1万円	上限 13.5万円
	※事業費38.8万円	※事業費24.5万円	※事業費54.2万円
	の1/4	の1/4	の1/4
薬局	上限 9.7万円	上限 6.4万円	上限 13.8万円
	※事業費38.8万	※事業費25.6万円	※事業費55.3万円
	の1/4	の1/4	の1/4

※上記県補助金と基金補助金を合わせて受けた場合、導入費用に対する補助率は、 最大で 病院:1/2、診療所·薬局:3/4、大手チェーン薬局:1/2 となります。

注意事項

- システム事業者への連絡から電子処方箋の運用開始まで数か 月、基金補助金の申請から交付決定を受けるまで1か月から2 か月かかります。
- 交付要件(表面)を満たしていない場合は、以下「社会保険診療 報酬支払基金 医療機関等向け総合ポータルサイト」をご確認 いただき、お早めにご準備をお願いします。

「社会保険診療報酬支払基金 医療機関等向け総合ポータルサイト」

https://iryohokenjyoho.servicenow.com/csm?id=ep top









